

国における障害者制度改革の現状について

障害者制度改革推進の基本的方向(H22.6.29閣議決定)

横断的課題における改革の基本的方向と今後の進め方

(1)障害者基本法の改正と改革の推進体制

- ・障害や差別の定義を始め、基本的施策に関する規定の見直し・追加
- ・改革の集中期間内における改革の推進等を担う審議会組織の設置
- ・改革の集中期間終了後に障害者権利条約の実施状況の監視等を担ういわゆるモニタリング機関の法的位置付け等

→第一次意見に沿って検討、23年に法案提出を目指す



(2)障害を理由とする差別の禁止に関する法律の制定等

- ・障害者に対する差別を禁止し、被害を受けた場合の救済等を目的とした制度の構築

→第一次意見に沿って検討、25年に法案提出を目指す
これに関連し、人権救済制度に関する法案も早急に提出できるように検討



(3)「障害者総合福祉法」(仮称)の制定

- ・制度の谷間のない支援の提供、個々のニーズに基づいた地域生活支援体系の整備等を内容とする制度の構築

→第一次意見に沿って検討、24年に法案提出、25年8月までの施行を目指す



個別分野における基本的方向と今後の進め方

(6)虐待防止：虐待防止制度の構築に向けた必要な検討



現在の状況

■障害者基本法の改正法案 →概要：資料4-2

政府提案：H23.4.22に国会提出、6.16に衆議院で修正可決(全会一致)、参議院に送付

■障がい者制度改革推進会議の「差別禁止部会」において検討中

H22.11.22～H23.7.8：計6回開催：主に諸外国の法制度と差別の定義を検討

■障がい者制度改革推進会議の「総合福祉部会」において検討中

H22.4.27～H23.6.23：計15回開催：部会の下に作業チームを設置して検討：8月末に意見をとりまとめる予定

■障害者自立支援法の改正法 →概要：資料4-3

新法が成立するまでのつなぎとして成立(議員立法：H22.12.3：六会派賛成)〔施行日：公布日H22.12.10以降、段階的施行〕

■障害者虐待防止法 →概要：資料4-4

成立(議員立法：H23.6.17：全会一致)〔施行日：H24.10.1〕